

議案第 5 号

西脇市一般職の職員の給与に関する条例及び西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市一般職の職員の給与に関する条例及び西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 25 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

給料の調整額を支給可能とし、地域手当の支給対象者を追加するため。また、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が国会に上程されたことに伴い、これに準じて所要の改正を行うため。

西脇市一般職の職員の給与に関する条例及び西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
 条例

(西脇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 西脇市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年西脇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を掲げる欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
	(給料の支給) 第12条 (略) (給料の調整額)	第12条の2 市長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を支給することができる。		(給料の支給) 第12条 (略) (新設)	
	2 前項の規定による調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。				

第2条 西脇市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を掲げる欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
	(期末手当) 第29条 (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)		(期末手当) 第29条 (略)	
	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。			2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	
	4～6 (略)			3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。	
				4～6 (略)	

第3条 西脇市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を掲げる欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
	(地域手当)			(地域手当)	

<p>第17条 派遣により国、県等で勤務する職員及びこれに準ずる職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）で、市長が指定した職員には、給料、管理職手当及び扶養手当の月額額の合計額に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に準じた割合を乗じて得た月額額の地域手当を支給する。</p> <p>2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額額の合計額に100分の16を乗じて得た月額額の地域手当を支給する。</p>	<p>第17条 (新設)</p> <p>医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額額の合計額に100分の16を乗じて得た月額額の地域手当を支給する。</p>
--	--

(西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年西脇市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に改正する。

	改 正 後	改 正 前
<p>(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>3 特定任期付職員についての給与条例第17条第2項及び第29条第2項の規定の適用については、給与条例第17条第2項中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条の規定に基づき採用された職員で市長が指定するもの」と、給与条例第29条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」とする。</p>	<p>(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>3 特定任期付職員についての給与条例第17条及び第29条第2項の規定の適用については、給与条例第17条中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条の規定に基づき採用された職員で市長が指定するもの」と、給与条例第29条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の西脇市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和4年2月1日から適用する。
- 3 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
 - 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第2条の規定による改正後の西脇市一般職の職員に関する条例第29条第2項（同条第3項又は第4条の規定による改正後の西脇市一般職の任期付職員の採用に関する条例第8条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び西脇市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第29条第4項から第6項まで（西脇市職員の育児休業等に関する条例（平成17年西脇市条例第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第34条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1月以内に退職した者においてはその退職をした日）における次の各号に掲げる

職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15
- (2) 再任用職員 72.5分の10

（西脇市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 西脇市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年西脇市条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(フルタイム会計年度任用職員の地域手当) 第7条 給与条例第17条第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員（給料表の医療職(1)の適用を受ける者に限る。）について準用する。</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の地域手当) 第7条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員（給料表の医療職(1)の適用を受ける者に限る。）について準用する。</p>